

2016/06/25

仮想通貨規制に関してよくある質問(FAQ)

創法律事務所
弁護士 齋藤 創

本書は筆者がセミナーなどで良く質問される事項を纏めた暫定版資料です。仮想通貨規制の概要については筆者のセミナーレジュメ¹をご覧下さい。

→ どちらかといえば個人の方に聞かれる質問をこちらに記載し、法人の方に聞かれる質問をセミナーレジュメに入れています。

記

I 規制関係

	Question	Answer
	開発・トレーディング・採掘	
1	仮想通貨関係のソフトウェアの開発を行っています。今回の法律で何か規制が入りますか	ソフトウェア開発のみでは入りません
2	個人としてトレードを行っています。今回の法律で何か規制が入りますか	通常、入りません。例えば登録取引所相手にユーザーとしてトレードを行なっている場合、それは通常は「業」として行っているものではない整理と思われま ²
3	友人に仮想通貨を原価(ないしその時点の時価)で分け与えました。規制されますか	通常の場合には「業」として行っていると見られず規制対象外と思われま ² 。 但し、いわゆるネットワーキングビジネスなどで販売していく場合、「業」として行っていると見られることが通例と思われま ²
4	仮想通貨を採掘しています。規制されますか	されま ² せん
5	仮想通貨を自分の商店で受け入れたいです。規制されますか	されま ² せん
6	仮想通貨を使用したいです。規制され	されま ² せん

¹ 例えば 2016 年 5 月 25 日付 <http://www.so-law.jp/lawyer/pdf/160525.pdf>。その他弊事務所の Website の齋藤の経歴のところに幾つか貼っております

² 金商法の世界では、「自己のポートフォリオを改善するために行う有価証券の売買及びデリバティブ取引は、基本的に業として行うものには該当しない」との考えが一般的であり、仮想通貨取引にも同様の考え方が成り立つものと推測されます。

	ますか	
発行、独自コイン、ICO		
1	今回の規制で仮想通貨の「発行者」には規制が入りますか	規制されません なお仮想通貨の典型例であるビットコインには「発行者」は存在しません 今回の規制では「発行者」が存在する仮想通貨も仮想通貨の定義に含めていますが、そのような仮想通貨でも「発行」自体は規制されません。
2	独自コインを発行していますが規制されますか	上述のとおり仮想通貨の「発行」自体については改正法では規制されません 但し、独自コインの中には資金決済法上の「前払式支払手段」に該当するものもあり、その場合には、別途の規制が課されます → IOU を発行する場合には特にご留意下さい
3	独自コインを販売していますが規制されますか	独自コインが「仮想通貨」の定義に該当する場合、当該コインを業として販売するためには「登録」が必要となります 各コインが「仮想通貨」の定義に当たるか否かについては慎重な判断が必要です
4	仮想通貨の ICO は規制されますか	仮想通貨と現金の交換、又は仮想通貨同士の交換を業として行っていると見られ、通常規制されると思われます
詐欺的コインと規制		
1	今回の規制でいわゆる詐欺的コインは規制されますか	「仮想通貨」の定義に該当する場合、当該コインを業として販売するには「登録」が必要となります。登録なくして販売した場合には違法になります
2	詐欺的コインの販売業者でも登録できますか。登録によって詐欺的コインは絶滅すると考えて良いでしょうか	今回の法律は官公庁がどのコインが適法でありどのコインが詐欺であるか等を判断するための法律ではありません。そのような審査も困難でありまた望ましくないように思われます 従って、法令の要件を満たす限り販売業者は登録を受けることが出来るように見えま

	<p>す</p> <p>とはいえ、法令では体制整備や説明義務等を求めており、現実的には登録には相応のハードルがあります</p> <p>登録審査が厳しければ詐欺的コインは通りにくいですが健全コインも通りにくいという関係にもなりますので、これらの点は今後の状況を見守る必要があると考えています</p>
--	--

II 規制関係(金融ビジネス関係)

	Question	Answer
	金融機関と仮想通貨ビジネス	
1	銀行が仮想通貨の取引所その他の業務を営めますか	<p>可能性はあります</p> <p>銀行は銀行法に記載されている業務の他に、本業に近いと認められる業務を営むことができます。このような業務として認められれば営むことが出来ませんが、当局との調整が必要となります。</p>
2	証券会社が仮想通貨の取引所を営めますか	<p>可能性はあります</p> <p>証券会社は金商法に記載されている業務の他に一定の業務を承認業務として営めます。承認業務として営むためには当局との調整が必要となります。</p> <p>なお、一般論としては証券会社が仮想通貨業務を営むほうが、銀行が同業務を行うより承認が得やすいのではと考えています。</p>
	仮想通貨ファンド	
1	仮想通貨で募集するファンドを組成したいのですが、金商法の規制に服しますか	<p>金商法のファンド規制は「金銭その他一定の類似物」で募集する場合に適用されますので、仮想通貨で募集する場合には適用されません</p> <p>但し、実質的に金銭で募集している等と見られることのないようご留意下さい</p>

III 税務

	Question	Answer
	取引利益と税務	
1	個人でビットコインの現物及び FX のトレードを行っています。税務について教えてください	税務は専門外ですが、現物取引・FX 取引とも雑所得として課税されるものと理解しています。会社勤めの場合には 20 万円以上だと確定申告が必要。個人事業主等の場合には 1 円の儲けでも確定申告が必要と理解しています
2	法人でビットコインの現物及び FX のトレードを行っています。税務について教えてください	税務は専門外ですが、現物取引・FX 取引とも通常の利益として課税されるものと理解しています。
	消費税	
1	今回の法律の成立・施行でビットコイン売買の消費税が非課税になりますか	なりません 今回の法律は消費税については触れておりません
2	今後、ビットコインの売買が消費税非課税になる可能性はありますか	業界団体等から消費税非課税の要望は継続的に提出しています。国会での質疑でも消費税非課税化に関するご質問をさせて頂いています 但し、仮に非課税化がなされるとしても通常の税制改正の手続きによるものと思われ、一定の時間がかかります
3	海外からビットコインを購入する場合の消費税について教えてください	海外の取引所から購入する場合には消費税は非課税となります。 この点は公平性の問題もありますが、必ずしもユーザーにとって有利という訳ではなく、トレーダーの場合には、海外取引所から購入した場合には「仕入税額控除」が出来ないために「追徴課税」を受けるリスクがある点で留意が必要とされています ³ 。

³ 2016 年 4 月 27 日付衆院財務金融委員会における星野政府参考人の説明もご参照下さい。衆議院委員会議事録抜粋(<http://www.so-law.jp/archives/75>)の 20 頁参照

IV 会計

	Question	Answer
	会計処理	
1	ビットコインの会計処理について教えてください	専門外なので判りません、すみません……。判れば追記します。 なお、現在、公認会計士協会の専門部会で議論がなされていると理解しています。

留保事項

本書の記載は法律の文案及び関係当局と議論したところを踏まえた筆者の現時点での個人的な理解ですが、更に今後の政令・府令、パブリックコメント等を踏まえて検討する必要があります。また、具体的な事案に際しては、各自の弁護士、税理士、会計士等にご相談して下さい。

以 上